熊本県公告第 923 号

熊本市白浜土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 16 年 12 月 13 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

役職名	氏　名	住　所
退任		
理事	村　田　和　正	熊本市河内町白浜 2108 番地
〃	村　上　元　巳	熊本市河内町白浜 2241 番地
〃	浜　口　俊　一	熊本市河内町白浜 2846 番地 1
〃	村　上　政　巳	熊本市河内町白浜 1961 番地 1
〃	藤　森　義　人	熊本市河内町白浜 16 番地
〃	高　本　　泰	熊本市河内町白浜 907 番地
監事	村　上　守　夫	熊本市河内町白浜 1061 番地
〃	津　田　敬　二	熊本市河内町白浜 3190 番地 2
就任		
理事	村　上　元　巳	熊本市河内町白浜 2241 番地
〃	高　本　　泰	熊本市河内町白浜 907 番地
〃	村　上　政　巳	熊本市河内町白浜 1961 番地 1
〃	藤　森　義　人	熊本市河内町白浜 16 番地
〃	田　中　秀　則	熊本市河内町白浜 2025 番地
〃	木　下　正　末	熊本市河内町白浜 948 番地
監事	横　田　和　文	熊本市河内町白浜 229 番地
〃	上　野　勝　正	熊本市河内町白浜 980 番地

熊本県公告第 924 号

熊本市渡鹿堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 16 年 12 月 13 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

役職名	氏　名	住　所
退任		
理事	北　口　和　皇	熊本市国府本町 5 番 7 号
〃	草　野　和　明	熊本市出水七丁目 354 番地
〃	古　上　藤　一	熊本市良町二丁目 5 番 130 号
〃	林　田　宗　江	熊本市御幸木部二丁目 6 番 33 号
〃	米　村　邦　男	熊本市御幸西一丁目 15 番 19 号
〃	太　田　耕　一	熊本市出仲間一丁目 11 番 45 号
〃	村　上　幸　吉	熊本市良町一丁目 6 番 30 号
〃	馬　場　律　哉	熊本市琴平一丁目 8 番 27 号
〃	清　田　好　弘	熊本市十禅寺二丁目 10 番 24 号
〃	田　中　誠　一	熊本市近見三丁目 7 番 10 号
〃	澤　田　　洞	熊本市近見六丁目 13 番 38 号
〃	橋　本　一　治	熊本市南高江二丁目 3 番 8 号
監事	藤　野　正　英	熊本市画図町重富 300 番地
〃	柴　田　直　喜	熊本市御幸笛田一丁目 6 番 1 号
〃	有　田　秀　人	熊本市田井島三丁目 5 番 41 号
〃	神　元　二一男	熊本市本山町 320 番地
〃	後　藤　栄　治	熊本市平田二丁目 15 番 7 号
〃	森　下　俊　光	熊本市日吉二丁目 14 番 14 号
就任		
理事	北　口　和　皇	熊本市国府本町 5 番 7 号

理事	藤　野　正　英	熊本市画図町重富300番地
〃	古　上　藤　一	熊本市良町二丁目5番130号
〃	林　田　宗　江	熊本市御幸木部二丁目6番33号
〃	米　村　邦　男	熊本市御幸西一丁目15番19号
〃	岡　本　正　巳	熊本市出仲間八丁目9番51号
〃	村　上　幸　吉	熊本市良町一丁目6番30号
〃	馬　場　律　哉	熊本市琴平一丁目8番27号
〃	清　田　好　弘	熊本市十禅寺二丁目10番24号
〃	田　中　誠　一	熊本市近見三丁目7番10号
〃	髙　木　弘　美	熊本市近見二丁目6番12号
〃	橋　本　一　治	熊本市南高江二丁目3番8号
監事	島　本　敏　男	熊本市画図町所島823番地
〃	柴　田　直　喜	熊本市御幸笛田一丁目6番1号
〃	有　田　秀　人	熊本市田井島三丁目5番41号
〃	神　元　二一男	熊本市本山町320番地
〃	中　村　光　信	熊本市平田一丁目6番19号
〃	森　下　俊　光	熊本市日吉二丁目14番14号

熊本県公告第925号

熊本市長幸山政史から協議のあった内田地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画の変更については、平成16年12月3日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次の とおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成16年12月13日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　縦覧に供する書類の名称
　変更後の内田地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画書の写し
2　縦覧期間
　平成16年12月14日から平成17年1月18日まで
3　縦覧場所
　熊本市役所

熊本県公告第926号

水俣市ほか5町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年12月13日

熊本県知事　潮　谷　義　子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
水俣市	平成14年度から平成16年度まで	大字長崎の一部	地籍図 地籍簿	平成16年12月3日
南小国町	平成14年度から平成16年度まで	大字中原の一部		
蘇陽町	平成14年度から平成16年度まで	大字柳の一部		
鏡町	平成15年度から平成16年度まで	大字下村、内田、鏡町の各一部		
あさぎり町	平成14年度から平成16年度まで	深田の一部		
有明町	平成15年度から平成16年度まで	大字楠甫の一部		
水俣市	平成15年度から平成16年度まで	大字宝川内の一部		
水俣市	平成15年度から平成16年度まで	大字市渡瀬の一部		
水俣市	平成15年度から平成16年度まで	大字長野の一部		

登載依頼

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 12 月 13 日
熊本県人事委員会委員長　松　尾　隆　樹

熊本県人事委員会規則第 34 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同表警察の部警察署の項中「松橋警察署長」を「宇城警察署長」に改める。

附　則

この規則中別表地方労働委員会事務局の項の改正規定は平成 17 年 1 月 1 日から、その他の改正規定は平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 12 月 13 日
熊本県人事委員会委員長　松　尾　隆　樹

熊本県人事委員会規則第 35 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附　則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 12 月 13 日
熊本県人事委員会委員長　松　尾　隆　樹

熊本県人事委員会規則第 36 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中中央町及び砥用町の項を削り、同表豊野町の項の次に次のように加える。

美里町	議会事務局		局長
	町長部局	本庁（会計課を含む。）	課長　審議員
		出張所	所長
	教育委員会	事務局	教育長　課長　審議員
		中学校	校長　教頭
		小学校	校長　教頭
	農業委員会事務局		局長

別表一部事務組合の表中

熊本県町村自治会館管理組合	事務局長
熊本県町村職員退職手当組合	事務局長　総務課長
熊本県消防補償等組合	事務局長　総務課長

を

熊本県市町村総合事務組合	事務局長　事務局次長 課長　審議員

に

改め、同表宇城八か町清掃施設組合の項中「宇城八か町清掃施設組合」を「宇城七か町清掃施設組合」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所　熊　本　県　熊本市国府4丁目10－18
平成16年12月13日印刷　印刷所　秀　巧　社
平成16年12月13日発行　電話（代）096－286－2221番
古紙配合率100%